

様式第4号(第6条関係)

平成31年4月11日

菊池市議会議長

柁原 賢一

様

議員名

東奈津

印

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり政務活動費収支報告を提出します。

1 収入

政務活動費

240,000 円

2 支出

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
会議研修費		
調査研究費		
資料作成費	1,220	ファイル代
資料購入費	31,364	書籍代 他
広報費	98,119	議会報告の紙代、印刷代
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計	130,703	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

109,297

円(支出が収入を上回る場合は0を記入)



資料作成費

資料作成費
/220円

2018年08月27日
一連No001827
領収No000010

領 収 書

東 奈 津 子 様

¥1,220-

対象計
内税

8.0%

¥1,220-

¥90-

(但し 本領収書として、正に領収致しました)
印刷面を内側に折って保管願います 印

オガタ文具店

〒861-1300
熊本県菊池市隈原
TEL 0968-25-1135



8-25-1136

資料購入費

no 1

資料購入費
31,364円

領 収 証

No 44698

東 奈津子 様

平成30年6月27日

金 額				¥	1	7	0	0
消 費 税				¥		1	3	6
領 収 額				¥	1	8	3	6

収 入

印 紙

但し「あの時何が」
書籍代として

上記の金額領収いたしました

〒860-8506 熊本市世安町1-7-2

TEL(096)361-3333

株式会社 熊本日新聞

社印及び受取人印のなきものは無効です

領 収 書

東 奈津子 様

¥1,728

(内 税抜 ¥1,600- 消費税 ¥128-)

但し、居場所ヒストリーネットワーク代として

上記正に領収いたしました 授者
TSUTAYA AVクラブ菊池 0968-23-1311
熊本県菊池市片角290番地キャニオン内

資料購入費 NO2

領 収 証

東 奈津子

様

No. _____

★ 5640円

但 書籍代 (雑誌代、LGBTQ ①~④)

2018 年 10 月 6 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

アビカリ 51T

内訳

税抜金額

消費税額

新 熊 本 書 店

熊本市中央区細工町20232
〒860-0041 電話 (322) 2700

領 収 証

東 奈津子

様

No. _____

★ 4640-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等 (%)

但 月刊「住民と自治」誌代 (2018年8月~2019年3月分) 112

2018 年 7 月 26 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

NPO法人くまもと地域自治体研究所

〒862-0863

熊本市中央区南本町1-30

TEL・FAX 096-383-3531

資料購入費 No.3

領 収 証

東奈津子 様

2018年12月27日

下記のとおり領収致しました

支部

¥ 7 2 0 0 円

会員コード

会 費 月分

特別会費 月分

商工新聞代 4~12月分

婦人部費 月分

青年部費 月分

共済会費 月分

入 会 金

運動カンパ

そ の 他

熊本市大江5丁目15-9

熊本民主商工会

TEL 366-4281・366-5038

FAX 372-6456

取扱者

(取扱者の印無きものは無効です)

領 収 証

東奈津子 様

No.

★

¥ 7320-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

但「新聞代」2018年4月~2018年12月分
2018年12月27日 上記正に領収いたしました

収入印紙

農民運動熊本県連合会

TEL・FAX 096-385-1553

広報費 201

広報費
98119円

領 収 証		No 026412
東条 洋子 様		平成30年8月14日
金 額	千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 1 5 8 0 0	
(内 消費税 1170 円を含む)		
但し カラ-コピー代は12		
上記の通り正に領収致しました。		
印紙税申告納付につき小倉税務署承認済	ナフコ菊池店 TEL 0968-23-0111	
株式会社ナフコ 本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10	取扱者印 	
		金額を訂正したもの又は取扱者印なきものは無効

6189	領 収 証	000021988号
東条 洋子 様		
¥798.		
(消費税 ¥59を含みます。)但し		
取扱者印 		



2018年08月17日 上記正に領収しました。
株式会社コメリ 菊池店
新潟県新潟市南区清水4501-1
TEL 0968-25-6811

◇◇印刷面を内側に折って保管して下さい。◇◇

お買上明細書

2018年 8月17日(金)17:37 1045-0002
6189
領収証No 000021988

28 カラ-0A用紙A3 HCP-3101Y **
¥798

小計	¥798
(内消費税 8%)	¥59
商品計	1点

3P

*** ご返品時は領収証も ***
*** あわせてご提示ください ***



伝報費 102

1360

領収証

000032875号

東奈津子 様

¥798.

(消費税 ¥59を含みます。)但し

扱者印



2018年08月20日 上記正に領収しました。
株式会社コメリ 菊池店
新潟県新潟市南区清水4501-1
TEL 0968-25-6811

◇◇印刷面を内側に折って保管して下さい。◇◇

お買上明細書

2018年 8月20日(月)17:08 1045-0003

1360

領収証No

000032875

28 カラーOA用紙A3 HCP-3101Y **

¥798

小計 ¥798
(内消費税 8% ¥59)
商品計 1点

3P

*** ご返品時は領収証も ***
*** あわせてご提示ください ***



領収証

東奈津子 様

ホームプラザナフコ 菊池店

TEL:0968-23-0111

毎度ありがとうございます
またのお越しを
お待ちしております。

2018年09月21日 13:19
担:3180644/ 001-97497

21 カラーコピー用紙 クリームA
23226456 単価 1,580
2点 ¥3,160

合計 ¥3,160

(内消費税等 8.0% ¥234)

現金 ¥3,160

お預り ¥3,200
お釣り ¥40

レシート売上

*マークは、広告商品です。

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します



18092101974974

ホームセンター公式サイト
リニューアル

スマホからも

PCからも

おトク情報も、店舗検索も、
ますます見やすくなりました！

<https://www.nafco.life/>



広報費 103

領 収 証

東 奈 津 子

様

No. _____

★ 79080 -

但

6月議会報告 印刷代 612

2018年

9月

30日

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒861-1306

菊池市大字大琳寺85番

TEL0968-25-5350 FAX25-56

日本共産党北部地区委員

印

広報費 104

領収書



日付: 2018年10月25日
領収書番号: R-1810252752

東 なつ子 御中

ラクスル株式会社

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥32,400-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
1810252752-01	(0809菊池市議会報告 1 面) チラシ・フライヤー, A3, 両 面カラー, 光沢紙(コート), 標 準: 90kg	6,000部	2018年 10月26日	¥30,000

注文内容:	商品:	¥30,000
注文合計:		¥30,000
消費税:		¥2,400
ご請求合計金額:		¥32,400

お支払い方法: コンビニ支払い

広報費 1045

領収書



日付: 2019年2月12日
領収書番号: R-1902111774

東 なつ子 御中

ラクスル株式会社

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥36,083-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
1902111774-01	(201812菊池市議会報告 1 面 pdf) チラシ・フライヤー,A3,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,折り加工: 2つ折り(センター折り)	5,000部	受付日確定後 2日以内	¥33,410

注文内容:	商品:	¥33,410
注文合計:		¥33,410
消費税:		¥2,673
ご請求合計金額:		¥36,083

お支払い方法: コンビニ支払い



東なつ子議会だより

日本共産党
2018年8.9月号
菊池市北宮317-15
☎0968-24-3741

2018年6月議会報告：一般質問

2018年度（平成30年度）第2回定例会（6月議会）が6月26日から7月13日の日程で開かれました。東なつ子市議は、4つのテーマで一般質問をおこないました。大要を紹介します。

1. 国民健康保険税について

高すぎる国保税は、まったなしの課題！

東なつ子市議：国保世帯で18歳以下の子どもがいる世帯で、約4割が所得100万円以下である。全国では、子どもの均等割りの減免や多子世帯への減免を実施する自治体が広がっている。菊池市でも子どもの均等割りなどの軽減を実施していくべきであるがどう思うか。

市長：国保の財政は厳しい。一般会計の繰り入れとなると、広く市民の負担につながるの今のところ考えていない。

東なつ子市議は、最後に「子どもの均等割りは、首長が認定すれば、その財源として一般会計からの繰り入れを国は認めていること（国保法第77条の規定）」を指摘し、「国保への国の国庫負担を抜本的に増やすことを求めると同時に、多子世帯軽減など、自治体としてやれることはすぐに足をふみだすべきである」と述べました。

2. 熊本地震について

東なつ子市議は熊本地震から2年2か月が経過したが、生活と生業の再建など被災者の皆さんの苦労が続いているとして次の2点について質問を行いました。

1) 被災者医療費免除制度の復活

東市議：昨年9月で打ち切りとなった熊本地震の被災者に対する医療費免除復活を求める声が広がっている。国・県にもはたらきかけて免除制度を復活すべきと思うがどうか

市長：国・県にはたらきかけを強めたい。市独自となると財源が必要となってくるので今のところ考えていない。

2) 住宅再建への市独自の補助について

東市議：菊池市でも住宅の被害は3000件をこえている。とりわけ一部損壊世帯はその8割を超えている。菊池市でも独自の住宅再建の支援を実施していくべきではないか

市長：今も支援を必要としている方がいることは重く受け止めている。しかし、義援金の配分など現行の対応で考えている。

東なつ子市議は、この間行われた被災者の健康調査で、深刻な健康被害が明らかになっていることや、義援金の対象にすらならない、菊池市内の一部損壊世帯の方の生活実態も示し、「これが2年以上たった被災者の現状である」と指摘し、「被災者に寄り添うというのなら制度を具体的に検討すべきである」と述べました。

3. おたふく風邪の 予防ワクチン接種助成について

東なつ子市議：おたふく風邪に感染すると、髄膜炎や不妊症の原因にもなる。市独自の助成をおこなっていくべきと思うが、どうか？

執行部：安全性において、検証結果を国や自治体の動向を注視し、見極めて、検討していきたい

東なつ子市議は現在、予防接種を受けるのに一人の子もが、約15000円かかることを示し、全国でも362市町村が助成を行っている状況を改めて紹介。又、県内で実施している長洲町では、町内の専門家から「助成があると望ましいのがおたふく風邪の予防ワクチンである」との助言があって、導入のきっかけとなったこの事例も紹介し、早急に検討し、実施の開始を改めて求めました。



4. 病児・病後児保育について

東なつ子市議は病児・病後児保育について質問を行いました。

1) 小学生の利用料金について

東市議：本施設は、小学3年生までの利用が可能であるが、利用料の補助は、小学生には適用されない。対象を小学生までに広げるべきと思うがどうか

市長：利用料金については現行のままでお願いしたい。今後は、近隣市町村の動向も見ながら検討したい

2) 運営費の補助金基準の見直しについて

東市議：現在の補助金は、基本額の上に上乗せされる加算金は200人単位であり、昨年の利用者は525人で400人分の加算しかつかず、赤字となっている。50人単位の加算金の設定にすべきと思うがどうか

市長：（全国病児保育協議会から出されている）国への要望の内容をしっかりと吟味した上で対応したい。

東なつ子市議は、小学生を兄弟で預けられたご家庭の負担が実際に1万円近くなり、大変だったとの声を紹介。昨年の利用状況で見ても、約年間3万7000円で小学生の半額補助が実施でき、やろうと思えばすぐに出来る金額であることを指摘。また、加算金の実態に見合っており、予防接種や抗体検査などが職員の自己負担となっている現状を改めて指摘し、職員を安定的に確保していく上でも補助金基準の検討をすべきであると述べました。



病児、病後児保育施設
「カンガルーのポケット」
(菊池みゆき子ども園内)

2018年6月議会報告：議案審議

本定例会には、14議案が上程。東なつ子市議は、2議案に反対。最終日に討論を行いました。以下、大要を紹介します。

●議案第54号「菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

東市議：（反対の理由）本条例の改正によって、特例居宅サービスの利用料が、一定の所得がある高齢者には、2割から3割へと負担増となる。

介護施設運営者でつくる「21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会」の昨年秋に実施した特養へのアンケート調査では、「支払い困難を理由に退所」した人がいたのは101施設にのぼり、「利用料の滞納」をした人がいたのは、206施設もあったことが明らかとなっている。

また、この3割負担に関して見逃せないのは、国は、一般の利用者にも2割負担を要求していることである。この3割負担導入が、全体の利用者の利用料引き上げの突破口にされる危険がある。

介護給付費の財源に関しては、市民に負担を求めることで解決していくのではなく、根本的には、低すぎる国庫負担の引き上げこそ求められており、そのことを、地方自治体として声を上げることこそ必要。

とりわけ、本条例で対象となっている「特例居宅介護サービス」については、市町村で定めることとなっており、市町村の裁量にゆだねられているという点では、国の言うがままの安易な条例改正であり反対である。

●議案第56号「平成30年度 菊池市一般会計補正予算について」

東市議：（反対の理由）生活保護総務費の電算処理等委託料が計上されている点。

今回の電算処理委託の理由は、今年10月から生活保護で食費など日常生活にあてる「生活扶助」を最大5%削減することによるもの。

今回の削減の理由は、「一般低所得世帯」の消費実態と比べて、生活保護世帯の受け取る額が多いからという理由であり、今必要なのは、扶助のカットではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げをはかり、「引き下げ」の悪循環を断ち切ること。

そして、生活扶助の削減は、就学援助や最低賃金など一般の世帯に関わる諸制度の給付水準を決めるモノサシとなっており、広がり深刻である。

暮らしの土台を崩す生活扶助削減には反対の立場であることから本予算には反対である。

「費用弁償」受け取りません！

毎月の報酬とは別に、議会に出席するたびに支払われる「費用弁償」（一回出席するたびに、一人当たり2500円支給）は、報酬の二重取りであり廃止すべきであることを、先の選挙においても公約として掲げてきました。

今回、改選後の臨時議会から発生する費用弁償から受け取りを拒否し、法務局に供託しましたのでご報告します。

菊池市議 東なつ子

2018年 臨時議会報告

改選後初めてとなる、臨時議会が6月8日に開催。議案4件、報告1件が上程。東なつ子市議は1議案に反対し、討論を行いました。討論の大要を紹介します。

●議案第51号 「専決処分の報告及び承認を求めることについて 菊池市国民健康保険条例の一部を改正条例」

東市議：（反対の理由）国民健康保険税の課税限度額の見直しが行われる点。

今回の条例改正によって、現行の課税限度額のうち基礎課税額54万円を58万円に引き上げらる。

保険料が年収2000万円まで上がり続ける健保と違い、国保の場合、菊池市をはじめ多くの市町村で、保険料は所得600万円前後で上限、頭打ちに達している。

このような状況の下での限度額の引き上げは高額所得者とは言えない中間層にいつそう重い負担を課すことにつながる。

負担上限を引き上げる前に、まず、国庫負担増による保険料水準の引き下げ、「均等割」の軽減・見直しなどを行うべきである。

所属委員会が決まりました！

東なつ子市議は、総務文教委員会に所属し、副委員長に決定しました。

また、一部事務組合の「菊池養生園保険組合議会」の議員としても選出されました。

議会改革特別委員会の設置を！

東なつ子市議は、改選直後の全員協議会において、費用弁償の廃止や政務活動費の在り方などを議論するために、「議会改革特別委員会」の設置を求めました。

6月議会後の議会運営委員会に置いて、設置は見送りと結論が出ましたが、菊池市議会においても、市民のために働く議会へと改革すべき課題はあります。東なつ子市議は、引き続き、設置をもとめてまいります。

2018年9月定例会日程（予定）

8月28日開会～

9月4日～9月6日 一般質問
ぜひ傍聴におでかけください。

2018年9月市議会報告

菊

池市のみなさまには、いつも変わらない暖かいご支援・ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。2018年度（平成30年度）第3回定例会（9月議会）が8月28日から9月2日の日程で開かれました。東なつ子市議は、3つのテーマで一般質問を行いました。また、今定例会では、平成29年度の一般会計をはじめとする決算審議も行われました。以下、東なつ子市議の一般質問の概要、決算審議での討論、その他の議案の討論の概要をご報告します。

日本共産党市議会議員

東
なつ子

Natsuko Higashi です

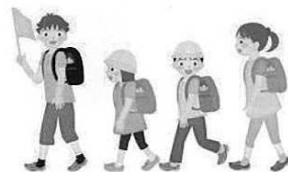


REPORT

児童館について

議会
報告

子ども達の休日の遊び場、居場所の問題は切実。計画的に増設を！



東なつ子市議は、過去5年間の児童館の利用者数が2倍近くも増えている状況を改めて指摘し、「市内に一か所しかない児童館を計画的に増設していくべきではないか」「職員の増員も図って土日の開館（現在は土曜日は隔週で開館。日曜日は休館）も検討すべきではないか」と質問を行いました。

執行部からは「現在、新たな増築は考えていない。土曜日の開館に関しては、市民のニーズも考えながら利用しやすいように考えていきたい」と答弁がありました。

東なつ子市議は、「今年の夏の様に、異常気象が続く中で、屋外で子ども達が遊ぶことは厳しい。子ども達の休日の遊び場、居場所の問題は切実。計画的に増設していくように検討すべきである」と述べ、また、山鹿市や菊陽町では、土曜日も毎週開館している状況も示し、「菊池市でも職員の体制も確保して、土日の開館も検討すべきである」と改めて要望しました。

通学路の安全対策について

国の補助制度も活用して、危険なブロック塀の撤去を早急に！

東なつ子市議は、今年6月に起きた大阪北部地震で女子児童が倒れたブロック塀の犠牲となる痛ましい事故を受けて、市が行った市内小中学校通学路等の調査結果について執行部に確認し、「菊池市でも国の補助制度を活用して、通学路等における危険なブロック塀の撤去などの対策を早急に講じるべきと考えるかどうか」と質問。執行部からは「国の社会資本整備交付金については、現在、要望を行っている」と答弁がありました。

東なつ子市議は、「調査結果も出て、危険箇所も明らかになっている。ためらうことなく対処することは地域防災対策の基本である」とことを指摘。補助が確定したら速やかに周知し、徹底していくことを求めました。

菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲 法人選定委員会条例の制定に反対しました！



つまごめ荘

高齢化が進行する中で、終の棲家としての特別養護老人ホームはますます重要な施設になります。利益優先の民営化ではなく、行政が責任をもって運営すべきです。民営化へむけて、その移譲先を選定する委員会の設置には断固反対しました。





LGBT（性的マイノリティ）について 「人権教育・啓発計画」の中に、 一つの柱として位置づけるべき！

REPORT

議会
報告

東なつ子市議は、一定の割合で、LGBTの方がいる現状を民間の調査の結果も示し（今回紹介したのは、2015年の電通総研の調査。これによると13人に一人がLGBTに該当するとの結果が出ている）、「いない」「会ったことがない」ではなく、「気づいていない」というのが正確な状態であると指摘し、菊池市の「人権教育・啓発活動計画」のなかにきちんと人権の一つの柱としてLGBTの問題を位置づけるべきである」と要望しました。そのうえで、行政としての今後の取り組みとして「行政窓口での適切な対応を行うために、対応の指針の作成と職員研修を行うべきであると思うがどうか」と質問。執行部からは「行政職員に求められる対応や支援のあり方について、職員を対象とした研修を行い、職員の意識の向上を図りたい。」「また、今後、窓口対応の指針となるようなマニュアルの作成も必要と考えている」との答弁がありました。

東なつ子市議は、さらに、具体的な取り組みとして、行政に関する書類の不必要な性別欄の削除や、公共施設での性別を問わず誰でも利用できるトイレの設置を進めていくことを要望しました。

また、学校現場での取り組みとして、LGBTの子ども達は、差別やいじめの被害の経験や、自殺の割合が高い現状も示し、「LGBTの存在を深く理解・支援するためにも、学校現場での管理職をはじめとする職員の研修を行うべきである」と要望。

最後に、教育長、市長のこの問題についての見解と今後の取り組みへの決意を質問しました。市長からは「性の多様性を認め合って、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざして推進していきたい」と答弁あり、また、教育長からは「適切に相談できる体制づくり、全ての教職員が性の多様性を真剣に認め、受け止める教育環境をつくっていききたい」と答弁がありました。

「LGBT」とは…性的マイノリティの総称。それぞれ該当する言葉の頭文字をとった用語。Lはレズビアン、女性同性愛者。Gは男性同性愛者、Bはバイセクシュアル、男性も女性も好きになる人。Tはトランスジェンダー、身体の性と意識の性が一致しなかったり、自分の身体の性に違和感を覚えたりする人。

▼2018年度9月 定例市議会②

市民の暮らしは厳しさを増している 基金を活用して市民の暮らしを守ることは急務！

9月議会では29議案が上程されました。

東なつ子市議は11議案に反対しました。以下、反対理由の概要をご紹介します。

議 案	反 対 理 由
平成29年度菊池市一般会計歳入歳出決算	市民の暮らしの実態は厳しい。それにこたえる予算とはなっていない。一方で、菊池市の財政調整基金は約62億円以上もためこまれている（平成29年度末）。他の自治体と比べても大きい金額。高すぎる国保税など市民の暮らしが切実さを増す中で、この基金を活用して、市民の暮らしを守ることは急務となっている。 さらに、多くの問題点を抱えるマイナンバー関連予算や、毎年の指摘にもかかわらず、見直しが行われていない部落解放同盟への補助金の支出についても反対である。
平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算	様々な努力を行い保険料の据え置きに努めていることは評価できるが、決算における未収金額を見ても、依然大きい額であり、市民の負担の重さを示すものとなっている。国に負担割合の引き上げを求めると同時に、一般会計からの繰り入れも行って、払える保険料にすべきである。
平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算	高すぎる保険料であるという点。介護保険料についても高齢者の負担は限界。払える保険料の検討をすべき。また、29年度に本格的にスタートした総合事業についても、必要なサービス切り捨てにつながるものであるという点で反対である。
平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	高齢者を年齢で差別し、給付抑制、負担を増やしていくという問題のある制度である点。昨年度からは、制度改悪も行われ負担増となっている。
熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	今回の規約改正によって、住民の代表が選出されない可能性もあり、議会の役割が後退する。今必要なのは、一般質問の時間の拡充など議会の運営の改善である。
平成29年度公共下水道特別会計・特定環境保全公共下水道特別会計・地域生活排水処理特別会計の3つの歳入歳出決算	企業会計移行事業の支出が含まれている点。下水道事業は、市民の衛生環境の向上を図るなど地方自治体が責任を持って財政支出を行わなければならない事業。企業会計に移行することによって、より経営面での健全さが重視され、使用料の値上げも懸念される。



2018年12月市議会報告

菊

池市のみなさまには、いつも変わらない暖かいご支援・ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

2018年度第4回定例会（12月議会）が12月3日から12月21日の日程で開かれました。東なつ子市議は、3つのテーマで一般質問を行いました。また、今定例会では、平成30年度菊池市一般会計補正予算をはじめ、53議案が提出されたほか、請願2件、陳情1件も審議されました。さらに、追加議案として意見書1件、決議案1件が提出されました。以下、東なつ子市議の一般質問の概要、議案・請願での討論の概要をご報告します。

日本共産党市議会議員

東
なつ子

Natsuko Higashi です



REPORT

議会
報告

菊池市が市営住宅の管理指針となる「市公営住宅長寿命化計画」を改定 老朽化が進む三つの団地を将来的に廃止する方針を盛り込みました ——「葉山団地」の一部と「音町団地」・「高柳住宅」の全戸—— 市営住宅の安易な削減はやめるべき！

東なつ子市議は、貧困と格差が広がる中で住宅政策を自治体として独自の政策として位置づける必要があることを指摘し、「市民の暮らしの実態から、この計画は認められない」と述べ、執行部に対して、この計画の内容をきちんと市民に知らせ、意見を聞くべきであると述べました。

執行部は、「今後、全体的な方針を周知していきたい」と答弁。

東なつ子市議は、執行部に対し「市民の暮らしからみて市営住宅は足りていると思うのか」と質問。

執行部は、「10年前から（入居希望者数は）半減しており、希望者は減っている」と答弁。

これに対し、東なつ子市議は、この間「入居収入基準」が月収20万円から15万8000円以下に引き下げられていることも示し、「市民のニーズが減少しているわけではない。むしろ、市民の暮らしの実態からは、市営住宅入居希望は増えざるをえない」「暮らしの実態をみるべき」と市の認識を正しました。

東なつ子市議は、最後に、市長に「市営住宅の安易な削減は中止し、適切な長寿命化を行い、また、必要があれば、市営住宅の増設整備も検討すべきと思うがどうか」と質問。

市長は、「次世代のためのまちづくりの一環として、公営住宅も最適規模に誘導していきたいと考えている」と答弁。

東なつ子市議は、公営住宅法で地方自治体に公営住宅の供給を義務付けていることを指摘し、「市民の暮らしの実態にそくした供給を実現すべき」と述べました。



▼2018年度12月議会報告①

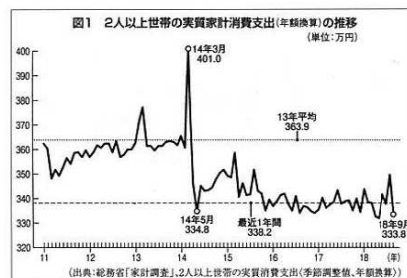
消費税10%増税などで、市民への負担増は1000万円 今でも厳しい市民生活の影響を考えれば、 施設の利用料値上げは認められない！

12月議会では、2018年度（平成30年度）菊池市一般会計補正予算をはじめ、53議案が提案され、東なつ子市議は、14議案に反対しました。

《反対の主な理由》

- ① 本議案の内容が、2019年10月からの消費税増税を前提に、市内の様々な施設の利用料が値上げとなっている。そもそも、市民にさらなる負担を押し付ける消費税10%増税には反対である。
- ② 増税による値上げ以外にも使用料そのものが値上げとなる内容も一緒に上程されている。

東なつ子市議は、反対討論の中で「今回の値上げだけでも、市民への負担は、1,000万円程度と試算されている。今でも厳しい市民生活への影響を考えれば認められるものではない」と述べました。



2014年4月の消費税5%⇒8%への引き上げで、実質賃金が大幅低下



教育環境の改善と防災対策について 国の補助制度も活用して、 小中学校の体育館へエアコン設置を！

東なつ子市議は、猛暑による熱中症の頻発で子どもの命が脅かされる事態が相次ぎ、学校を安全に過ごせる場所にする取り組みが喫緊の課題であると指摘。「災害とも言われる猛暑が今後も予想される。実質地方負担30%という、国の補助制度を活用して、市内の小中学校の体育館へのエアコン設置を進めていくべきと思うがどうか」と、国の補助制度も活用して市内の小中学校の体育館へのエアコン設置を求めました。

教育長は、「体育館への空調設備については、多額の設置費や維持費を要することから、国等の補助制度の動向を注視した

い。今後、検討・研究しながら、要望を強めていきたい」「異常気象時には、運用面（運動の取りやめ、体育館の使用中止など）での対策も講じながら考えたい」と答弁。

東なつ子市議は、国がエアコンの電気代の措置も来年度予算から検討していることや、国の補助金を活用して他の自治体では体育館のエアコン設置が全国では生まれている事例を紹介し、「災害レベルの猛暑が今後も予想される中で、運用面での対応だけでは済まされない。設置に向けて早急に検討を開始すべき」と述べました。



REPORT

議会
報告

ごみの分別について 周知を徹底し、市民の意見・要望にはしっかりと応えるべき！

2021年4月から菊池環境保全組合新環境工場の稼働に合わせて、菊池市内全域が同組合による処理区域となり、菊池地区、七城地区、及び旭志地区は「ごみの分別細分化」されるとともに分別品目が増えることとなります。

各行政ごとに説明会も開催されていますが、市民の中では、分別の変更を知らなかったり、細分化することで不安や要望等も出されています。

そのような状況を踏まえ、**東なつ子市議は**「現在行われている、行政区ごとの資源ごみの9種分別を引き続き行いたいとの要望が出ている地区への対応をどのように考えているか」「資源ごみの分別が細分化されるが、袋のサイズを可燃ごみのように極小サイズを作成してほしいとの要望が出ているがどのように考えているか

」「ルールを守らない違反ゴミへの対応はどのように考えているか」「外国人居住者の方への分別変更の周知はどのようにしようと考えているのか」などについて質問を行いました。

執行部からは、「9種分別を引き続き行う区については、奨励金の支給を考えている」「資源ごみの袋のサイズについては、（極小サイズ）の検討を進めていきたい」との答弁がありました。

東なつ子市議は、「9種分別を引き続き行う行政区への対応では、現在の行政サービスが後退することのないようにすべきである」と要望。さらに、「ルールが変更になり、市民の中からは不安の声もある。今後、丁寧な説明を行うと同時に、市民のからの意見・要望には、しっかりと応えていくべきである」と述べました。

請願第1号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願」 について反対討論を行いました

今、必要なことは、憲法を変えることではなく、 憲法を生かす政治の実現である！

本定例会に上記の請願が提出され、**東なつ子市議は**、議会最終日、反対討論を行いました。

以下、大要をご紹介します。

「請願の趣旨の中では、現行憲法が70年間、一度も変えられていないことを疑問視する内容があるが、国民にとって良いものは変える必要はない。

現行憲法は、国家権力の暴走を止めるための立憲主義、民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義、地方自治などいずれも世界に先駆けた卓越した内容、理念が込められている。また、安倍政権のもとですすめられようとしている改正

の最大の争点、本質は9条と自衛隊の関係である。自民党改憲案で示されている内容は、災害支援等で奮闘する自衛隊員のみなさんを、戦争する自衛隊へと変え、海外での武力行使に無制限に道を開くもの。

今、必要なことは、憲法を変えることではなく、憲法を生かす政治の実現である。」

採決の結果、賛成多数で可決されました。

